

1. 卸売業者による輸出に係る「第三者販売」の特例

(卸売の相手方の制限)

第 45 条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 特別の事情があり、市長が仲卸業者等の買受を不当に制限することにならないと認め、許可した場合
 - ア 入荷量が著しく多いか、品目又は品質が特殊であるため残品を生じる恐れがあるとき
 - イ 卸売をした後残品を生じたとき
 - ウ 開設区域内の他市場の卸売業者への転送
 - エ 開設区域外の他市場の卸売業者への転送
- (2) 他市場との集荷の共同化によるもので、契約に基づく他市場の卸及び買受業者への販売
- (3) 新商品の開発等に関する契約に基づく食品製造業者等への販売

(4) 卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。ただし、食肉市場における家畜の生体については、当該卸売の対象とはならない。

イ 当該契約において卸売の対象となる生鮮食品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（一年未満のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

ロ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び市長の定める事項を記載した申請書を市長に提出して、当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。

【中央卸売市場業務規程例 第 35 条第 1 項第 4 号を抜粋】

2～4 (略：第 1 項(1)～(3)の規定による許可、承認を受けようとする卸売業者の市長への申請規程)

5 第 1 項第 4 号ロの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書に食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に係る契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 申請者の名称
- (2) 卸売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所
- (3) 当該卸売の対象となる生鮮食品等の品目
- (4) 当該卸売による卸売の数量の上限
- (5) 実施期間
- (6) 入荷量が著しく減少した場合の措置
- (7) 当該卸売をしなければならない理由

【中央卸売市場業務規程例 第 35 条第 5 項を抜粋】

5～6 (略：第 1 項(1)～(3)の規定により許可、承認を受けた卸売業者に対する市長への届け出規程)

2. 仲卸売業者による輸出に係る「直荷引き」の特例

(仲卸業者の業務の規制)

第 55 条 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する物品について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する物品を当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品であつて当該市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。

(1) 市長の許可を受けた場合

- ① 輸入に係るもので、卸売業者が集荷困難なもの
- ② 取引慣行等の理由により、卸売業者が集荷困難なもの
- ③ 災害等その他特別な理由により、卸売業者が集荷困難なもの
- ④ その他市長が特にやむを得ない事情があると認めた場合

(2) 他市場との集荷の共同化によるもので、契約に基づき他市場から仕入れる場合

(3) 新たな商品の需要の開拓に係る契約に基づき、農林業者等から仕入れる場合

(4) 仲卸業者が、農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。ただし、食肉市場における家畜の生体については、当該買入れの対象とはならない。

イ 当該契約において買入れの対象となる生鮮食品等の品目、数量の上限、買入れの実施期間（一年未満のものに限る。）及び当該市場における入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

ロ 仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出して、当該契約に基づく買入れが当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。当該申請の内容を変更しようとする場合も同様とする。

(イ) 申請者の氏名又は名称

(ロ) 買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所

(ハ) 当該買入れの対象となる生鮮食品等の品目

(ニ) 当該買入れに係る生鮮食品等の数量の上限

(ホ) 実施期間

(ヘ) 当該市場における入荷量が著しく減少した場合の措置

(ト) 当該買入れをしなければならない理由

【中央卸売市場業務規程例 第 41 条第 4 項を抜粋】

3～8 (略：許可、承認を受けようとする仲卸業者に対する市長への申請、届け出等の規定)